

【石油・ガス】 会費算定表

(平成 9 年 4 月改定)

(平成 18 年 4 月改定)

(平成 21 年 5 月改定)

(平成 24 年 5 月改定)

(令和 8 年 5 月改定)

1 会員 (石油会費算定表)

(単位：円)

区分	区分名称	短縮名称	年会費
1	地下タンク埋設給油所	S・S	8,000
2	簡易タンク給油所	P・S	7,000
3	灯油専用販売取扱所	S	5,000
4	屋内貯蔵所 (販売所)	P	5,000

給油取扱所を 2 以上有する事業所においては、1 給油所につき 2 0 0 0 円を会費に加算する。
また、簡易タンク給油所についても同じく 2 0 0 0 円を会費に加算する。

2 会員 (ガス会費算定表)

(単位：円)

区分	供 給 戸 数	年会費
1	1 0 0 ～ 4 0 0	5,000
2	4 0 1 ～ 6 0 0	6,000
3	6 0 1 ～ 8 0 0	7,000
4	8 0 1 ～ 1 0 0 0	8,000
5	1 0 0 1 ～ 1 5 0 0	10,000
6	1 5 0 1 ～ 2 0 0 0	13,000
7	2 0 0 1 ～ 2 5 0 0	16,000
8	2 5 0 1 ～ 3 0 0 0	18,000
9	3 0 0 1 ～ 3 5 0 0	20,000
1 0	3 5 0 1 ～ 4 0 0 0	23,000
1 1	4 0 0 1 ～ 4 5 0 0	25,000
1 2	4 5 0 1 ～ 5 0 0 0	33,000
1 3	5 0 0 1 以上	40,000
特	大規模基地等	50,000

営業用液化石油ガス (天然ガス) ガススタンド

既会員事業所において、営業用液化ガス石油ガス (天然ガス) ガススタンドの新設 (既存を含む) にあつては、給油取扱所の加算額と同様、1 施設につき 2 0 0 0 円を会費に加算する。

(平成 18 年 4 月より適用する)

3 会員（石油会費算定表及びガス会費算定表に該当しない事業所）（単位：円）

区分	指定数量の倍数	年会費（1口）
1	1 以上 ～ 1 0 0 未満	3,000
2	1 0 0 以上～1, 0 0 0 未満	5,000
3	1, 0 0 0 以上	10,000

危険物施設を複数有する事業所にあつては、それぞれの施設の倍数を合算し会費算定する。
（平成24年5月より適用する）
（令和8年 5月より適用する）